



# 健康保険証の新規発行終了と「資格情報のお知らせ」配布

現行の健康保険証の新規発行は、2024 年 12 月 1 日に終了となり、マイナンバーカードを健康保険証として使用する仕組み（マイナ保険証）へ移行します。

2024 年 12 月 2 日以降、皆様が医療機関等を受診される際は、**原則としてマイナンバーカードを健康保険証として利用いただきますようお願いします。**（※“マイナ保険証利用”の申込みについてはコチラ）



## 現在お手元にある健康保険証は破棄せず保管ください (2024 年 12 月 1 日までに発行の保険証)

発行済みの健康保険証は、退職等で資格を喪失しない限り、改正法の経過措置により、

**※最大 1 年間（2025 年 12 月 1 日まで）、従来通り使用することができます。**



## 『資格情報のお知らせ(マイナンバー確認のお願い)』を配布します

健康保険証の新規発行の終了に伴い、被保険者・被扶養者は、ご自身の健康保険の「記号-番号」などの資格情報を確認できなくなります。そのため、2024 年 12 月 2 日以降は、当健保組合から新たに発行する「資格情報のお知らせ」で、健康保険組合の資格情報が確認できます。

### 1. 『資格情報のお知らせ』の発行・配布について

当健保が把握している加入者情報を加入者の皆様に通知することで、情報の正確性を担保し、すべての方に安心してマイナンバーカードを健康保険証(マイナ保険証)として利用いただけるようにするために発行します。



健康保険証としての効力は無いため、『資格情報のお知らせ』のみの提示では、医療機関を受診することができませんので、ご注意ください。

#### <発行・配布の対象者>

2024 年 8 月 16 日時点で当健保に加入している被保険者・被扶養者の方で、マイナンバー情報を事業主(会社)へ届出されている方。

#### <配布時期>

2024 年 10 月 29 日～

※8 月 19 日～12 月 1 日(保険証新規発行廃止日前日)までに入社、扶養追加、マイナンバーを届け出された方は、2025 年 1 月頃に発行・配布予定

#### <配布方法>

|    |                                                                                                       |
|----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 国内 | 被保険者の方へ、【世帯単位】にて配布                                                                                    |
| 海外 | ①単身赴任の方は、社員本人分も含め国内住所へ郵送。<br>②独身の方/家族全員帯同の方は、国内指定住所へ郵送。<br>※②の方は別途、送付先の確認を行いますので、詳細はグローバル人事課よりご案内します。 |

#### 資格情報のお知らせ (サンプル)

資格情報のお知らせと個人番号(マイナンバー)確認のお願い

あなたの加入する健康保険の資格情報を通知するお知らせです。  
なお、このお知らせはマイナンバーカードの提示が必要です。

あなたの加入する健康保険の資格情報

| 氏名    | 性別 | 生年月日             | 健康保険組合     |
|-------|----|------------------|------------|
| 山田 太郎 | 男  | 1980 年 01 月 01 日 | 山田太郎健康保険組合 |
| 山田 花子 | 女  | 1985 年 03 月 15 日 | 山田太郎健康保険組合 |
| 山田 次郎 | 男  | 1990 年 07 月 20 日 | 山田太郎健康保険組合 |

あなたの個人番号(マイナンバー)

個人番号(マイナンバー)は、マイナンバーカードの提示が必要です。  
マイナンバーカードの提示が完了した場合は、マイナンバーを確認することができます。

マイナンバー: 1234567890123

マイナンバーカードの提示が完了した場合は、マイナンバーを確認することができます。

## 2. マイナ保険証の本格導入前後のスケジュールと「資格確認書」について

|        | 2024年     |     |     |     | 2025年                 |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     | 2026年      |    |    |    |              |
|--------|-----------|-----|-----|-----|-----------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|------------|----|----|----|--------------|
|        | マイナ保険証 導入 |     |     |     | 経過措置期間 終了(2025年12月1日) |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     | 保険証 完全使用不可 |    |    |    |              |
|        | 9月        | 10月 | 11月 | 12月 | 1月                    | 2月 | 3月 | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月         | 2月 | 3月 | 4月 | 5月           |
| 健康保険証  |           |     |     |     |                       |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |            |    |    |    |              |
| マイナ保険証 |           |     |     |     |                       |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |            |    |    |    |              |
| 資格確認書  |           |     |     |     |                       |    |    |    |    |    |    |    |    |     |     |     |            |    |    |    | 2029年12月1日まで |

2024年12月2日以降、マイナ保険証を医療機関窓口へ提示できない状況にある方に発行します。  
(現在の健康保険証の代わりのようなイメージです。)

医療機関に提示することで保険診療での受診が可能となりますが、**有効期限は最長5年です。**

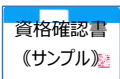
※マイナ保険証“有”の方には発行されません。

### 「資格確認書」

発行対象(例)  
【社員・扶養家族】

- マイナンバーカードを取得していない方／紛失した方／更新中の方／返納された方
- マイナンバー情報を事業主(会社)へ届出されていない方
- マイナ保険証の利用登録解除を申請した方(登録解除者)
- マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方
- マイナ保険証での受診が困難で、介助者等の第三者が要配慮者等に同行して資格確認を補助する必要がある方

## 3. マイナ保険証の本格導入後の医療機関の受診について

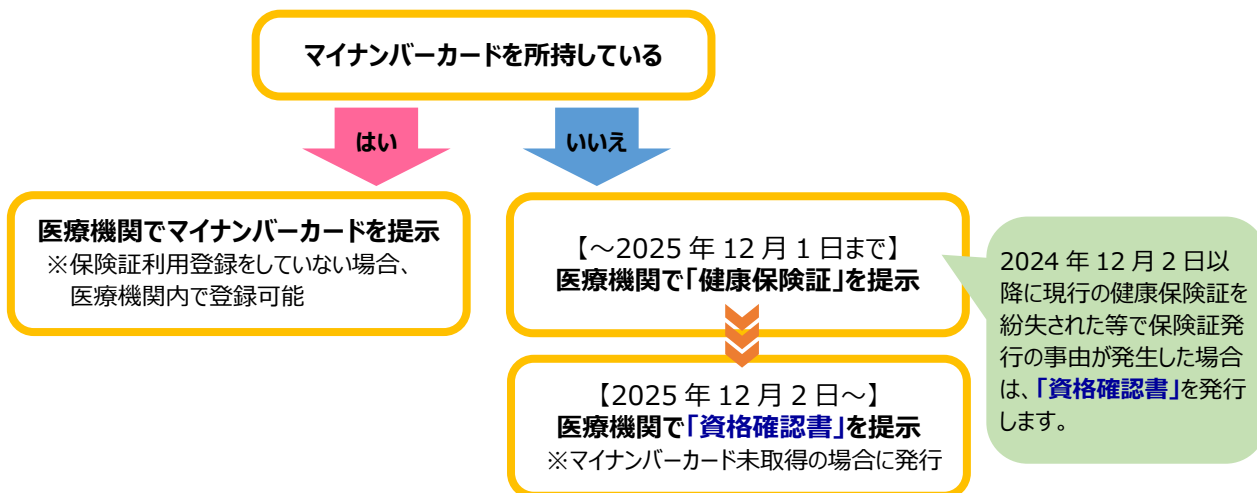
|            | ①                                                                                                         | ②                                                                                             | ③                                                                                                                                                                                                                                 | ④                                                                                                                                                     |
|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 受診方法       | 健康保険証<br>【現行のカード型】<br> | マイナ保険証<br> | マイナポータル【スマホ】<br>(または資格情報のお知らせ)<br>+<br>マイナンバーカード<br><br> | 資格確認書<br>(2024/12/2以降の入社、<br>扶養追加者で、マイナ保険証<br>“無し”の方に<br>発行)<br> |
| 使用可能<br>機関 | 全ての<br>医療機関                                                                                               | カードリーダー<br>が設置の<br>医療機関のみ                                                                     | 全ての医療機関<br>※カードリーダーの設置がない医療機関や停電等で読<br>取不可など有事の場合、スマホのマイナポータルの資<br>格情報画面と共にマイナンバーカードを提示すること<br>で受診可能。(スマホのみでの受診は不可)<br>※スマホ対応が困難な場合、資格情報のお知らせと共<br>にマイナンバーカードを提示することで受診可能。<br>(資格情報のお知らせのみでの受診は不可)                                | 全ての医療機関                                                                                                                                               |
| 有効期限       | 2025年<br>12月1日                                                                                            |                                                                                               | 無                                                                                                                                                                                                                                 | 最大5年                                                                                                                                                  |

## 4. 海外出向されている方へ

海外出国時にマイナンバーカードを返納されている場合でも、一度付与されたマイナンバーは原則生涯同じ番号になります。  
「資格情報のお知らせ」の内容は、確認可能なタイミングで相違ないかご確認願います。  
申請を行うことでマイナンバーカードは発行できますが、マイナンバーカードの申請は、帰任後(国内転入後)に行っていただければ問題ありません。

### <医療機関の受診について>

発行済みの健康保険証は 2025 年 12 月 1 日まで利用可能なため、一時帰国時の通院等では発行済みの保険証をご利用ください。



※日本国内で住民登録するとマイナンバーが付番され、マイナンバーカードの申請が可能となります。以下の方は経過措置が終了する 2025 年 12 月 2 日以降、資格確認書をご使用下さい。

- マイナンバー制度が開始となった 2015 年 10 月 15 日より前に国外転出されている方
- 2015 年 10 月 15 日以降に海外で生まれ、一度も日本に住民登録していない子

### <参考リンク>



- ◆[マイナンバーカードを国外で利用する](#)
- ◆[令和 6 年 5 月 27 日以降に海外出向する場合](#)
- ◆[国外転出者向けマイナンバーカードの申請・受取方法（新規交付）](#)